

令和 2 年度第 3 回

南国市農業委員会議事録

令和 2 年 6 月 8 日（月）

令和2年度第3回農業委員会議事録

日 時 令和2年6月8日（月） 午後2時30分～午後3時35分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第5条の規定による許可申請の件

（3）南国市農用地利用集積計画の件

議題外 （1）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（2）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（3）非農地証明願いの件

（4）農地法第4条の規定による許可取り消し願いの件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
2番 池 正人	3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち
6番 北村 一弘	11番 末政 隆一	12番 平田 修三	13番 濱田 好典
14番 鈴木 郁馬	15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男	17番 松岡 清
18番 森尾 晴代	19番 植野 永子		

欠席者（農業委員 2名）

7番 面井 一成 10番 武市 忠雄

出席者（農地利用最適化推進委員 0名）

欠席者（農地利用最適化推進委員 17名）

<u>1番 西本 良平</u>	<u>2番 岩原 英幸</u>	<u>3番 門田 俊一</u>	<u>4番 笥 和幸</u>
<u>5番 金田 善充</u>	<u>6番 門田 理博</u>	<u>7番 利岡 邦彦</u>	<u>8番 西岡 祐三</u>
<u>9番 山本 修平</u>	<u>10番 北原 章吾</u>	<u>11番 山北 泰司</u>	<u>12番 杉本 和繁</u>
<u>13番 武内 俊暁</u>	<u>14番 浜田 勉</u>	<u>15番 岡田 廣志</u>	<u>16番 橋詰 昌明</u>
<u>17番 井上 丈夫</u>			

※下線の委員は、新型コロナウイルス感染防止対策のため非招集。

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

16番 垣内 育男 17番 松岡 清

会長	それでは第3回の定例総会を始めます。このあと定期総会を控えておりますので、会がスムーズにいきますようによろしく願いをいたします。本日の欠席届が出ております。7番の面井委員と10番の武市委員です。それと、本日の議事録署名人ですが、16番の垣内委員と17番の松岡委員よろしく願いいたします。それと、今月の現地確認ですが15番の濱田委員と16番の垣内委員。22日、月曜日13時に事務局のほうへ集合を願いたいと思います。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件になっております。その後、協議事項としまして点検評価と活動計画について局長のほうから説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。それでは議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数5件、申請受理面積、田 3,382 m²、畑 615 m²、計 3,997 m²。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号11号です。譲受人は71歳。申請地は国分、畑、615 m²。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はブルーベリーを鉢で栽培しているため、機械は保有していません。農作業歴は7年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000 m²を超えることから、下限面積要件を満たしています。申請地にはハウスが建てられており、取得後も同様にブルーベリーを栽培するため、周辺の農地に影響を与えることはないということです。11号については以上です。 受付番号12号です。譲受人は42歳。申請地は岡豊町笠ノ川の田、2筆で計1,759 m²。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は25年です。農作業には本人と妻と父母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後もこれまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。12号については以上です。 受付番号13号です。譲受人は69歳。申請地は宍崎の田、380 m²。売買による所有権移転で、自作地の隣接地を取得するものです。譲受人の経営農地については、最後に説明いたします。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は、果樹を植えるということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。最後に、譲受人の経営農地について説明します。経営

	農地には、山林化した土地と一部宅地になっている土地がありますが、それ以外は全て耕作されています。一部宅地になっている土地については、〇〇とその進入路として利用されています。譲受人によると、当初は宅地にあった建物を高圧線の架け替え工事に伴い、隣地の農地部分に移設しましたが、その際転用の手続きを怠っていたとのことです。現在違反転用状態になっており、違反者は全部を効率的に利用しているわけではないので、許可することはできないと農地法処理基準の中では示されています。13号については以上です。 受付番号14号です。譲受人は77歳。申請地は稲生の田、4筆で計581㎡。売買による所有権移転で、申請地は自宅の隣で耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地については、全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有していないため借りているとのことです。農作業歴は20年で、農作業には本人と夫と子が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。申請地は畑として利用されており、取得後も同様に果樹や野菜を作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。14号については以上です。 受付番号15号です。譲受人は45歳。申請地は金地の田、662㎡。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターを保有しており、農作業歴は20年です。農作業には本人と母が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地にはハウスがあり、譲受人が借りてニラを栽培しており、取得後も同様にニラを作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上11号から15号まで、審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございましたが、これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。すみません。議案第1号の中で、〇〇さんの件ですが、許可とするなら違反転用に対する指導はどうするのか、また許可書と一緒に指導文書を渡すなど、何らかの対応をしないといけないんじゃないのかなとありますが、ご意見ございませんかね。 (意見なし)
会長	意見がないようですが、これでは許可書と指導文書作成して対応していきますので、こ

	れで許可するということであれば後々何らかの形で問題が出てきたときに許可を下ろしちゅうとか、そういうことを言われたら大変ですので。事務局、私なりが考えて許可書と一緒に指導文書を付け加えてやりますので、それでかまいませんかね。 (意見なし)
会長	濱田委員も現地確認行ったと思うけど、どう？
濱田委員	なんとか形をとったらいんじゃないでしょうかね。
会長	何らかの形をとっちゃかんといかんろ。
濱田委員	そのやり方は会長なり事務局に任せるということでもいいじゃないでしょうか。
会長	かまいませんかね。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	そういうことで、私と事務局で任せて、何らかの形でやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。議案第2号に移りますが、本日お配りしてあります差し替えの件でお願いします。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数3件。申請受理面積、田 4,262.20 m²、畑 0、計 4,262.20 m²。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。議案書は本日配布しております差し替え版、別紙位置図は1ページになりますので、ご確認をお願いします。それでは受付番号8号です。申請地は岡豊町小蓮、田2筆で計 329 m²。売買による所有権移転を行い、住宅への転用です。譲受人夫婦は高知市内の賃貸住宅で生活しております。妻が高知医大に勤務するため、通勤時間を短縮、仕事と子育てを両立するため勤務地に近い申請地に建築を行うものです。農地区分は、いずれの要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地に区分されるため立地基準を満たします。つづいて別紙2ページの土地利用計画図をご確認ください。敷地内は現状高のまま整地を行い、住宅等の配置は図のとおりです。進入は南側県道からです。排水につきましては、汚水は合併浄化槽を経由、雨水は集水桝で集め、それらを南側の県道側溝に放流する計画で、県道管理者より排水同意を得ています。周辺営農への影響については、隣接農地所有者から同意を得ており、その他周辺農地に悪影響なしと現地確認で判断をいただいております。他法令については、進入口の設置および排水管設置に係る道路占用許可を取得しており、開発許可見込みを確認しました。本件は以上です。 つづいて、受付番号9号と10号は関連案件のため、まとめて説明します。別紙は3ページです。本件は、鋳鋼業を営む法人が、既存事業地を拡張し、資材置場および駐車場に転用するものです。申請地は位置図に示した部分で、内訳につきましては、受付番号9号

	は所有権移転を行うもの、そして10号は、当法人の代表取締役個人名義の田に、使用貸借権を設定し転用するもので、面積等は議案書をご確認ください。譲受人である法人は高知市東雲町に旧工場を持っておりましたが、平成27年末に閉鎖したことで、保管しておりました資材等を南国工場に移すため拡張するものです。また、駐車場につきましても従業員数98名に対して、必要台数80台を確保するため、現在と比較しまして不足する40台分の駐車場を増設する目的です。農地区分はいずれの要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地に区分されるため立地基準を満たします。つぎに別紙4ページの土地利用計画図をご覧ください。敷地内は50cm未満で盛り土をし、資材置場部分は整地のみ、駐車場部分は整地後に砕石敷きとします。配置に関しては図のとおりとなります。排水は雨水のみで、勾配により北側の南国市管理の水路に放流する計画で、排水同意は現在手続き中です。周辺営農への影響につきましては、隣接する農地はなし、北側にある周辺農地に悪影響なしと現地確認で判断をいただいております。最後に他法令につきましては、土地開発適正化条例の届出を提出準備中と確認しています。本件は以上です。3件のご審議をお願いします。
会長	事務局より説明がございました。これについてご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和2年6月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。7ページからは農地中間管理事業になります。当日配付資料も併せてご覧ください。受付番号60号です。資料は1ページになります。申請地は立田の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです 61号です。申請地は堀ノ内の田で、1年目は使用貸借権を、2年目からは賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです 62号です。申請地は立田の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです 63号です。資料は2ページになります。申請地は陣山の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。

	64号です。申請地は三畠の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。以上が農地中間管理事業になります。 次に8ページの65号です。借人は49歳。申請地は廿枝と東崎の田で、3年の賃借権を設定して、牧草とコーンを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うものです。 66号です。借人は36歳。申請地は金地の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、総額35,000円を口座振込するものです。 67号です。借人は43歳。申請地は西山の田で、5年の賃借権を設定して施設野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり117,366円で総額30万円を口座振込するというものです。 68号です。借人は49歳。申請地は廿枝の田で、3年の賃借権を更新して野菜を作るというものです。賃料は、10aあたり9,000円を口座振込するものです。 69号です。借人は68歳。申請地は田村の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するものです。 70号です。借人は80歳。申請地は三畠の田で、6年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するものです。 71号です。借人は48歳。申請地は里改田の田で、5年の使用貸借権を設定してオクラを作るというものです。 72号です。借人は30歳。申請地は植田の田で、15年の使用貸借権を設定して、ニラを作るというものです。以上、60号から72号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上をもちまして議案は終了いたしました。議案外につきましてはお目通しを願いたいと思います。
協議事項	
(1) 農業委員会事務の点検評価と活動計画について	
(閉会前)	
弘田事務局長	さきほどのですね、3条の件で、事務局のほうに会長共々にご一任いただいた〇〇さん

	の件なんですけども。どのようにするかというところは、一応皆様にですね、これでいくというところはお願いしたいなと思っておりますので。基本的に、その改善する意向が見えたらっていうところでは、用途変更を申請していただいたら後は粛々と事務をしていくだけになりますので、その時点で違法状態を改善する意思があるよということで3条の許可をするというふうにしても良いのかなと思うんですが、このあたりそういう考え方でよろしいかだけ確認をさせていただきたいのですが。
会長	局長のほうからご提案がありましたが、どうでしょう。それでかまいませんか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、ほんならそのように進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。
弘田事務局長	ありがとうございました。
会長	それでは、以上で閉会とします。 (午後3時35分閉会)

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R 3 年 2 月 8 日

会 長

武市 嘉雄

議事録署名委員

垣内 育男

議事録署名委員

松岡 清